

伊予市病児・病後児保育事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る受入れ基準（R5.3.13～）

1の表「新型コロナウイルス感染症の確認」で(1)～(7)に該当する場合は利用できません。

1の表「新型コロナウイルス感染症の確認」で(8)に該当する場合も、2の表「病名・症状」ごとの利用の可否により、不可の場合は利用できません。

利用に当たって、保護者の方は別紙「新型コロナウイルス感染症関連調査票」を記入し、医師連絡票とともに病児・病後児保育室に提出してください。ご家族の状況などによっては受入れできない場合があります。

ご不明な点がありましたら、必ず事前にお問い合わせください。

1 新型コロナウイルス感染症の確認

番号	お子さまの状況	利用の可否
(1)	保健所又は医師の判断により、同居家族がPCR検査を受ける場合	利用できません
(2)	本人が濃厚接触者に特定され、PCR検査を受ける場合	
(3)	本人が濃厚接触者とは特定されなかったが、保健所の指示によりPCR検査を受ける場合	
(4)	本人に症状があって、PCR検査を受けることになった場合	
(5)	本人又は同居家族が陽性者となった場合	
(6)	本人が通っている園・学校が休園・休校している場合	
(7)	発熱、咳等の症状があり、医師から病名の診断を受けていない場合	
(8)	新型コロナウイルス感染症ではないと診断され、かつ他の病名等の医師の診断がある	2の表の利用の可否の区分による

2 新型コロナウイルス感染症以外の病状の確認

番号	病名・症状	利用の可否	備考
1	肺炎	不可	
2	喘息		
3	喘息様気管支炎		
4	感冒・感冒様症候群	可	
5	インフルエンザ		
6	溶連菌感染症		
7	咽頭結膜炎(アデノウイルス)		
8	感染症胃腸炎		
9	上気道炎症状		
10	気管支炎		
11	扁桃腺炎		
12	クループ		
13	結膜炎		
14	突発性発疹症		
15	細菌性腸炎		
16	ウイルス性胃腸炎		
17	とびひ		
18	ヘルパンギーナ		
19	手足口病		
20	ムンプス(おたふくかぜ)		
21	水痘		
22	その他	条件付きで可 (病名の診断が出ていること)	<病名不明の時>は受入れを行わない 各検体検査で診断を得られていれば、受入れ可能